

## 田川市一般廃棄物処理手数料収納委託実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年条例第12号。以下「条例」という。)第16条の規定による一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、収納の事務を私人に委託するものとし、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委託内容)

第2条 委託する事務は、手数料の収納、指定袋及びシール(以下「指定袋等」という。)の交付並びに収納した手数料の田川市指定金融機関又は市内の収納代理金融機関への納付とする。

2 市長は、次条から第5条までの規定により登録を受けた者に、前項の事務を委託する。

### (登録の資格要件)

第3条 委託の登録は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の卸売店若しくは小売店又は市長が必要と認める店舗であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

### (登録の申請)

第4条 委託の登録を受けようとする者は、指定袋等販売店登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

### (登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査し、登録の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、指定袋等販売店登録台帳に登録するとともに、当該申請者(以下「受託者」という。)に対し指定袋等販売店登録通知書(様式第2号)により通知し、表示物(様式第3号)を交付するものとする。

### (登録事項の変更)

第6条 受託者は、登録事項に変更があった場合は、速やかに指定袋等販売店登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

### (指定袋等の金額及び納品単位)

第7条 受託者は、指定袋等を条例別表第1に掲げるごみ処理手数料の金額で取り扱わなければならない。

2 受託者への指定袋等の納品単位は別表に定めるとおりとする。

(ごみ処理手数料収納委託手数料)

第8条 ごみ処理手数料収納委託手数料は、指定袋等1枚につき1.8円を乗じ、その額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額(1円未満の端数については切捨て)とする。

(手数料の納入)

第9条 市長は、指定袋等の納品実績に基づき算出した手数料の額から前条に定める額を差し引いた額(以下「納入額」という。)を納入通知書により受託者に通知する。

2 受託者は、前項に規定する納入通知書を受けたときは、指定袋等の納品された日の属する月の翌月末までに、田川市指定金融機関又は市内の収納代理金融機関に納入額を払い込まなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、委託の登録を抹消する。

- (1) 不正な行為又は不誠実な行為をし、若しくはするおそれがあると認められたとき。
- (2) 納品された指定袋等の在庫品の管理を適正に行わなかったとき。
- (3) 納入額を2月以上滞納したとき。
- (4) 市に損害を与えたとき。
- (5) 税の滞納があったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により委託の登録を抹消したときは、市長は、指定袋等販売店登録抹消通知書(様式第5号)により、直ちに当該受託者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた受託者は、速やかに在庫の指定袋等及び交付された表示物を市長に返還しなければならない。

(登録の抹消の届出)

第11条 受託者は、登録の抹消を受けようとするときは、指定袋等販売店登録抹消届(様式第6号)を市長に提出するとともに、第5条第2項で交付を受けた表示物を市長に返還しなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年5月31日以前に納品された指定袋等のごみ処理手数料収納委託手数料については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第7条関係）

## 指定袋等の納品単位

区 分		納品単位
可燃ごみ	指定袋（大）	500枚
	指定袋（中）	
	指定袋（小）	
かん・びん	指定袋（大）	200枚
	指定袋（小）	
不燃ごみ	指定袋（大）	
	指定袋（小）	
ペットボトル	指定袋（大）	500枚
その他プラスチック	指定袋（大）	
事業系ごみ	指定袋（大）	
長さ1m以内で重量が10kg以内の大型ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	シール	10枚
上記を超える大型ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）		
特定家庭用機器廃棄物		1枚

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者 住 所 田川市  
店 名  
代表者名  
電話番号

指定袋等販売店登録申請書

田川市一般廃棄物処理手数料収納委託実施要綱第4条の規定により、必要書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 納税証明書又は滞納のない証明書
- 2 店舗位置図

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

田 川 市 長 印

指定袋等販売店登録通知書

年 月 日付で申請のあった指定袋等販売店登録申請書について、田川市一般廃棄物処理手数料収納委託実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり登録いたします。

記

登 録 番 号	
登 録 店 の 所 在 地	
登 録 店 の 名 称	
氏 名 又 は 代 表 者 名	
電 話 番 号	
備 考	

ごみ袋

指定販売店

田川市

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

住 所 田川市

店 名

代表者名

電話番号

指定袋等販売店登録事項変更届

田川市一般廃棄物処理手数料収納委託実施要綱第6条の規定により、登録事項を下記のとおり変更したいので届出いたします。

記

登 録 事 項	変更後	変更前
登 録 店 の 所 在 地		
登 録 店 の 名 称		
氏名又は代表者名		
電 話 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

田 川 市 長 ⑩

指定袋等販売店登録抹消通知書

田川市一般廃棄物処理手数料収納委託実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり登録抹消いたします。

記

登 録 番 号	
登 録 店 の 所 在 地	
登 録 店 の 名 称	
氏名又は代表者名	
登 録 抹 消 年 月 日	
登 録 抹 消 理 由	

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

住 所 田川市

店 名

代表者名

電話番号

指定袋等販売店登録抹消届

田川市一般廃棄物処理手数料収納委託実施要綱第11条の規定により、登録を抹消したいので届出いたします。

記

登 録 番 号	
登 録 店 の 所 在 地	
登 録 店 の 名 称	
氏名又は代表者名	
電 話 番 号	
登 録 抹 消 年 月 日	
登 録 抹 消 理 由	